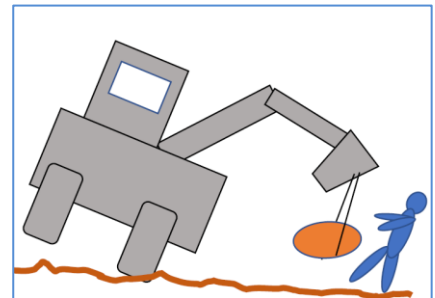


死亡労働災害速報（令和4年6月）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

| 横転したドラグ・ショベル（バックホウ）の下敷きになり死亡 | | | |
|------------------------------|--|-------|---------|
| 発生年月 | 令和4年6月3日（金） 7時半 頃 | | |
| 業種 | 土木工事業 | 事業場規模 | 不明 |
| 事故の型 | 挟まれ・巻き込まれ | 起因物 | 車両系建設機械 |
| 発生状況 | <p>3日午前7時半頃、栗原市志波姫の橋台建設工事現場で、クレーン機能付きドラグ・ショベル（以下「バックホウ」と言います。）が横転し、近くにいた60歳代の男性作業員がバケットに挟まれ、死亡した。</p> <p>事故時は、セメントの入った袋をバケットにぶら下げて運んでいたとのことで、バックホウがバランスを崩し横転したとみられる。</p> | | |
| 類似災害防止対策 | <p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕 （本件の事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する車両系建設機械及び移動式クレーンの種類及び能力、運行経路、作業の方法について、あらかじめ作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。 2. 車両系建設機械の運転、小型移動式クレーンの運転に関して、必要な資格を有した者を配置すること。 3. 運行経路について、地盤の不動沈下防止、必要な幅員の保持等の措置を講じるとともに、車両系建設機械に転倒等の危険を生じる場合は誘導者を配置すること。 4. 車両系建設機械の作業半径内は立入禁止とし表示・バリケードを設置する。 やむを得ず、立ち入りさせる場合は誘導者を配置するとともに、合図の統一・周知、オペレーターがその合図に従うことの徹底を図ること。 5. バケットに荷を吊下げて使用する場合は、クレーン機能付きバックホウを使用し、かつクレーンモードに確実に切り替え、当該性能の範囲で作業させること。 6. オペレーターには、危険有害業務従事者教育や車両系建設機械危険再認識教育を定期的に行うこと。（厚生労働省通達） 7. 誘導者自身に、接触の危険が生じないようにすることは言うまでもないことであり、安全な誘導位置を指示するとともに、誘導者に車両系建設機械の死角等当該機械、作業の危険性、安全な誘導方法等を研修すること。 | | |



災害イメージ：実際の災害発生状況とは異なる場合があります。